

定は、第二項及び第三項の許可について準用する。	ハ 出資(対象事業者の株式の取得を含む。) 第四号及び第三十二条第一項において同
6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。	じ)。 二 事業の再生に関する専門家の派遣 ホ 事業活動に関する必要な助言
第二十条 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。	三 の他の処分(債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。) 四 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分
2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことと証する書面を添付しなければならない。	五 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務
3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。	六 前各号に掲げる業務に附帯する業務
4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。	七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務
第五章 第一節 業務の範囲等	八 出資(対象事業者の株式の取得を含む。) 第四号及び第三十二条第一項において同
(業務の範囲)	九 その他(債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分(債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。))
第二十二条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。	十 二 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、機構に対し、再生支援の申込みをすることができる。
一 対象事業者(第二十六条第一項に規定する対象事業者をいう。以下この項及び第二項並びに第二十五条第三項において同じ。)に対して金融機関等が有する債権の信託の引受け(以下「債権買取り等」といいう。)	十一 三 基本金その他これらに準ずるもの四分の一以上を出資している法人又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することができる。
二 対象事業者に対する次に掲げる業務 イ 資金の貸付け(社債の引受けを含む。) ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証	四 四 前号に掲げるもののほか、その役員に占める公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第三条第一項に規定する派遣職員又は同法第十一条第二項に規定する退職派遣者の割合が政令で定める割合を超えている法人その他国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することができる。
第六章 第一節 業務の実施	五 五 前項の申込みは、当該申込みをする事業者が認定支援機関と協力して行わなければならない。
(支援決定)	六 六 前項の申込みをする事業者が認定支援機関と協力して行わなければならない。
第二十三条 機構が前条各号に掲げる業務を行う場合には、機構を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十二条第一項に規定する銀行とみなして、同法第十三条の二及び第二十三条の規定を適用する。この場合において、同法第十三条の二中「内閣府令」とあるのは「内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令」と、内閣総理大臣とあるのは「内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とする。	七 七 前項の申込みをする事業者が認定支援機関と協力して行わなければならない。
第二十五条 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼營等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第二条第一項において準用する信託業法(平成十六年法律第百四十五号)第一項第一項第一号に掲げる貸付債権の額(以下「必要債権額」という。)及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十七条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。	八 八 機構は、再生支援をするかどうかを決定する

<p>第三号及び第四号において同じ。)が満了しても、買取申込み等がなかったとき。</p> <p>二 買取決定等を行わなかつたとき。</p> <p>三 買取申込み等期間内に、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等を行つたことにより、他の関係金融機関等による買取申込み等に係る債権額では必要債権額に満たないことが明らかになつたとき。</p> <p>四 買取申込み等期間内に、対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。</p> <p>五 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者(○当該対象事業者が第十五条第三項に規定する中小企業者である場合にあっては、当該対象事業者及び関係金融機関等(前項第一号に掲げる場合にあつては対象事業者及び当該対象事業者に第六十二条第二項の規定による書面を交付した認定支援機関。以下この項において同じ。)同項第一号に掲げる場合にあつては対象事業者及び買取申込み等をした関係金融機関等)に対し、その旨を通知しなければならない。</p>
<p>六 機構が貸付債権の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、支援決定の日から三年以内でなければならない。</p> <p>七 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、支援決定の日から三年以内でなければならない。</p> <p>八 (決定の公表)</p> <p>第三十四条 機構は、次に掲げるときは、速やかに、その旨、対象事業者の氏名又は名称その他機関等(同項第一号に掲げる場合にあつては対象事業者及び当該対象事業者に第六十二条第二項の規定による書面を交付した認定支援機関。以下この項において同じ。)として主務省令で定める事項を公表しなければならない。</p> <p>九 支援決定又はその撤回を行つたとき。</p> <p>一〇 二 買取決定等を行つたとき。</p> <p>一一 三 出資決定を行つたとき。</p> <p>一二 四 対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定等</p> <p>十三 機構は、対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>十四 第二十五条第七項八及び九項までの規定は、経済情勢の変化等に伴い、機構が支援決定に係る事業再生計画に予定していない債務の免除を行ふ必要が新たに生じた場合における当該債務の免除に係る前項の決定に關し、同項の規定により主務大臣が通知を受けた場合について準用する。この場合において、同条第八項及び第九項中「第六項」とあるのは、「第三十三条规定第一項」</p>
<p>二 対象事業者の事業再生計画に、当該貸付け等を考慮しつつ、支援決定の日から三年(第二十五条第十項ただし書の認可を受けて支援決定を行つた場合は、機構の成立の日から五年。以下この条において同じ。)以内に、当該支援決定に係るすべての再生支援を完了するよう努めなければならない。</p> <p>三 機構が貸付債権の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、支援決定の日から三年以内でなければならない。</p> <p>四 機構が貸付債権の信託の引受けを行う場合に機構は、前項の確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該金融機関等に通知するとともに、公告するものとする。</p> <p>五 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又はインターネットを利用する主務省令で定める方法でしなければならない。</p> <p>六 機構は、第一項の確認を行つた場合において、当該対象事業者に係る買取決定等を行つたときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等がその通知を受けた時までに当該確認に係る貸付けを行つていないときは、当該確認は、その効力を失う。</p> <p>七 (再生手続についての準用)</p> <p>八 (再生手続の特例)</p> <p>九 第三十六条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。)は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係るすべての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までに、機構等が事業再生計画に従つて当該対象事業者の債務を免除するまでの間に限り、支援決定(支援決定の撤回を含む。)を公表しないことができる。</p> <p>十 (資金の貸付けに関する機構の確認)</p> <p>十一 第三十五条 対象事業者に係る支援決定の時から買取決定等の時までの間に当該対象事業者に資金の貸付けを行おうとする金融機関等は、機構に対し、当該貸付けが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。</p> <p>十二 一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであること。</p>
<p>十三 第三十七条 前条の規定は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者にすべての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該対象事業者について更生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従つて当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。)について準用する。この場合において、同条第一項中「再生事件」とあるのは「更生事件(公社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)第二条第三項に規定する更生事件をいう。)」と「再生債権と他の再生債権」とあるのは「更生債権(同法第二条第八項に規定する更生債権をいう。以下同じ。)とこれと同一の種類の他の更生債権」と、同条中「再生計画」とあるのは「更生計画案」と、同条第一項中「民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第百五十五条第一項ただし書」とあるのは「同法第二百六十八条第一項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>十四 第三十八条 機構は、その業務を行つたために必要な資料の交付又は閲覧</p> <p>十五 第三十九条 機構は、その業務を行つたために必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>十六 一 再生支援の申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該</p>

事業者

二 対象事業者又は関係金融機関等 対象事業

2

前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを機構に提出しなければならない。

3 国、地方公共団体又は日本銀行は、機構がその業務を行うために特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第五章 財務及び会計

(予算の認可)

第三十九条 機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を主務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

(剩余金の配当の特例)

第四十条 機構は、各事業年度において、企業一般の配当の動向その他の経済事情及び機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を超えて、機構が発行している株式に対し、剩余金の配当を行わないものとする。

(剩余金の配当等の決議)

第四十一条 機構の剩余金の配当その他の剩余金の処分の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第四十二条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(借入金及び社債)

第四十三条 機構は、日本銀行、金融機関その他者のから資金の借入れをし、又は社債の発行をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、日本銀行からの資金の借入れは、日本銀行以外の者からの資金の借入れ又は機構の社債の発行を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があ

ると認めるときに限り、行うものとする。

2 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

2

日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第十九号)第四十三条第一項本文の規定にかかわらず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをすることができる。

3

農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができる。

4

農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十八年法律第四十九号)第四十三条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

5

農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十九号)第四十四条第二項の規定にかかる制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借り入れ又は社債に係る債務について、保証契約をすることができる。

第六章 監督

(監督)

第四十五条 機構は、主務大臣がこの法律の定めに従い監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十六条 主務大臣は、この法律を施行するための必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができること。

(預金保険機関の業務の特例)

第四十七条 預金保険機関は、預金保険法第三十四条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。

1 機構の設立の発起人となり、及び機構に対する出資を行うこと。

2 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならない。

2

機構は、第二十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

3

預金保険機関は、前条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

4

預金保険機関は、前項の規定による政府の援助と区分し、特別の勘定(第五十六条において「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

5

預金保険機関は、前項の規定による政府の援助と区分し、特別の勘定(第五十六条において「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

6

預金保険機関は、前項の規定による政府の援助と区分し、特別の勘定(第五十六条において「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

7

預金保険機関は、前項の規定による政府の援助と区分し、特別の勘定(第五十六条において「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

8

預金保険機関は、前項の規定による政府の援助と区分し、特別の勘定(第五十六条において「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

9

預金保険機関は、前項の規定による政府の援助と区分し、特別の勘定(第五十六条において「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

10

預金保険機関は、前項の規定による政府の援助と区分し、特別の勘定(第五十六条において「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

11

預金保険機関は、前項の規定による政府の援助と区分し、特別の勘定(第五十六条において「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

12

預金保険機関は、前項の規定による政府の援助と区分し、特別の勘定(第五十六条において「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

13

預金保険機関は、前項の規定による政府の援助と区分し、特別の勘定(第五十六条において「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

14

預金保険機関は、前項の規定による政府の援助と区分し、特別の勘定(第五十六条において「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

15

預金保険機関は、前項の規定による政府の援助と区分し、特別の勘定(第五十六条において「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

16

預金保険機関は、前項の規定による政府の援助と区分し、特別の勘定(第五十六条において「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

預金保険機関は、前項の規定による政府の援助と区分し、特別の勘定(第五十六条において「地域力再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

第五十五条 預金保険機関は、機構から剩余金の配当を受けたときは、運営委員会の議決を経て、当該配当に相当する額を、政府及び前条の規定により拠出金を拠出した者に対し、第五十三条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

第五十六条 預金保険機関は、機構の解散の日以後の政令で定める日において、地域力再生勘定

を廃止するものとする。

2 預金保険機構は、前項の規定により地域力再生勘定を廃止した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、政府及び

第五十四条の規定により拠出金を拠出した者に對し、第五十三条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

3 預金保険機構は、第一項の規定により地域力再生勘定を廃止したときは、預金保険機構の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、第五十三条第一項の規定による出資額により資本金を減少するものとする。

〔企業再生支援〕

第五十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。ただし、○第四十六条第一項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び

第三十二条第一項及び第二項、第四十五条並びに

第八項及び第十項、第二十八条第四項、第三十一条第二項、第三十二条第一項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣及び

第三十三条第一項及び第二項、第四十五条並びに

第八項及び第十項、第二十八条第四項、第三十一条第二項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣及び

第三十二条第一項及び第二項、第四十五条並びに

第八項及び第十項、第二十八条第四項、第三十一条第二項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣及び

〔業務〕

第五十九条 内閣総理大臣は、前章の規定による権限を金融庁長官に委任する。

〔課税の特例〕

第六十条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

〔補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例〕

第六十一条 事業再生計画に補助金等交付財産に規定する財産をいう。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二条第一項に

規定する補助金等をいう。第六十六条第一項において同じ。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する旨が記載されている場合において、当該補助金等を所掌する各省各庁の長(財政法昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条及び第六十六条第二項において同じ。)が第二十五条第八項の規定に基づき同条第六項の期間内に意見を述べなかつたときは、当該期間が経過した日に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認があつたものとみなす。

〔産業活力再生特別措置法との関係〕

第六十二条 機構は、再生支援をするに当たつては、必要に応じ、対象事業者に対し、産業活力再生特別措置法第五条第一項の事業再構築計画の認定、同法第七条第一項の共同事業再編計画の認定、同法第九条第一項の経営資源再活用計画の認定、同法第十一条第一項の技術活用事業革新計画の認定又は同法第十三条第一項の経営資源融合計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれをを行うように努めなければならない。

〔政策金融機関等の協力等〕

第六十五条 第二条第五号に掲げる法人(次項に

規定する特定協定銀行をいう。)と、特定認証紛争

規定する特定支援機関(同法第四十二条第二項に規定する認定支援機関をいう。)との協力体制

に充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うよう

に努めなければならない。

〔政策金融機関等の協力等〕

第六十六条第一項の規定により買取申込み等を

二十六条第一項の規定により買取申込み等を

は、預金保険機構、特定協定銀行(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。)、特定認証紛争解決事業者(産業活力再生特別措置法第二条第十八項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。)及び認定支援機関(同法第四十二条第二項に規定する認定支援機関をいう。)との協力体制に規定する特定協定銀行をいう。)と、特定認証紛争解決事業者(産業活力再生特別措置法第二条第十八項に規定する特定認証紛争解決事業者をい

う。)及び認定支援機関(同法第四十二条第二項に規定する認定支援機関をいう。)との協力体制

に規定する認定支援機関をいう。)との協力体制

金等の交付を受けて融資等業務を行うものとして主務省令で定める者(次項において「融資等業務実施法人」という。)は、機構が事業再生計画に従つて対象事業者の債務の免除その他の必要な協力を求めた場合において、当該協力に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるよう努めなければならない。

2 前項の融資等業務を行なう根拠となる法律又はこれに基づく命令を所管する大臣及び同項の補助金等を所掌する各省各庁の長(以下この項において「法令所管大臣等」という。)並びに財務大臣は、融資等業務実施法人が対象事業者の債務を免除する場合における当該融資等業務実施法に基づく権限の行使(財務大臣に対する法令に基づく権限の行使)併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようすとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

(国、地方公共団体、機構等の連携及び協力)
第六十七条 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生を通じて地域経済の再建を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようすとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

2 國、地方公共団体、機構その他の関係者は、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第七条第一項に規定する認定地域再生計画、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第十項に規定する認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重点的、効果的かつ効率的な推進に当たつては、対象事業者の事業の再生を通じて地域経済の再建を図る観点から、相互に連携を図るよう努めなければならない。

第六十八条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第七十条 第六十八条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第七十一条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盜用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十二条 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合に規定する検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その違反行為をした機関の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第四条第二項の規定に違反して、募集株式

を引き受ける者の募集をしたとき。

二 第二十条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第二十二条第二項の規定に違反して、業務を行つたときは、三年以下の懲役に処する。

四 第二十五条第六項、第二十八条第四項、第三十二条第二項又は第三十三条第一項の規定に違反して、主務大臣に通知をしなかつたとき。

五 第三十九条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

六 第四十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書又は事業報告書の承認を受けなかつたとき。

七 第四十三条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

八 第四十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

九 第五条第二項の規定に違反して、その名称中に「地域再生機構」という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

（附則）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条第一項第二章第十一条に定める日

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。第五条第一項第二章第十一条に定める日

第五条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日前においては、第六十六条第一項中「一般社団法人」の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

第六条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三十四条の規定により設立された法人とする。

第七条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「毎事業年度の予算」に「事業年度の予算」を用いることとする。

第八条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「事業年度の予算」に「事業年度の予算」を用いることとする。

第九条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「事業年度の予算」に「事業年度の予算」を用いることとする。

第十条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「事業年度の予算」に「事業年度の予算」を用いることとする。

（経過措置）
布の日のいざれか遅い日

第一条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二条 企業再生支援機構という文字を使用している者に地再生機構

ついては、第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に地再生機構

ついては、第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。

第四条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「事業年度の予算」に「事業年度の予算」を用いることとする。

第五条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三十四条の規定により設立された法人とする。

第六条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三十四条の規定により設立された法人とする。

第七条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「事業年度の予算」に「事業年度の予算」を用いることとする。

第八条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「事業年度の予算」に「事業年度の予算」を用いることとする。

第九条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「事業年度の予算」に「事業年度の予算」を用いることとする。

第十条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「事業年度の予算」に「事業年度の予算」を用いることとする。

第十一条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「事業年度の予算」に「事業年度の予算」を用いることとする。

第十二条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「事業年度の予算」に「事業年度の予算」を用いることとする。

第十三条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「事業年度の予算」に「事業年度の予算」を用いることとする。

第十四条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「事業年度の予算」に「事業年度の予算」を用いることとする。

第十五条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十九条中「事業年度の予算」に「事業年度の予算」を用いることとする。

する。

2 政府は、平成二十三年度末までの間、危機

対応業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内に

おいて、株式会社商工組合中央金庫に出资す

ることができる。

3 株式会社商工組合中央金庫は、前項の規定

による政府の出資があつたときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、前

項の規定により出資された額の全額を危機対

応準備金の額として計上するものとする。こ

の場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社商工組合

項の規定により出資された額の全額を危機対

応準備金の額として計上するものとする。こ

の場合において、同条第一項中「この法律」と

あるのは、「この法律又は株式会社商工組合

次の一条を加える。

(政府保証)

第三十条の三十一の一 政府は、法人に対する

政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二

十一年法律第二十四号)第三条の規定にかか

わらず、国会の議決を経た金額の範囲内にお

いて、機構の第三十条の五第一項の社債又は

借入れに係る債務について、保証契約をする

ことができる。

第三十条の三十三中「弁済期限が一年を超

える」を削り、「第三十二条の二十三第二項」の下に

「第三十条の二十九第二項」を加える。

第八十四条第六号中「第三十条の二十九」を

「第三十条の二十九第一項」に、「事業計画、資

金計画又は收支予算の届出を行わなかつた」を

「予算の認可を受けなかつた」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第二条及び次条の規定は、この法律の施

行の日又は我が国における産業活動の革新等を

図るための産業活力再生特別措置法等の一部を

改正する法律(平成二十一年法律第二百三十二号)の

施行日のいずれか遅い日から施行する。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 株式会社産業革新機構(以下「機構」とい

う。)の成立の日の属する事業年度の機構の予算

行の日又は我が国における産業活動の革新等を

図るための産業活力再生特別措置法等の一部を

改正する法律(平成二十一年法律第二百三十二号)の

施行日のいずれか遅い日から施行する。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 第三十条の三十二を「第三十条の三

十一の二」に改める。

合中央金庫」という。)に対する出資の状況、商

工組合中央金庫による危機対応業務(株式会社

日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七

号)第二条第五号に規定する危機対応業務をい

う。以下同じ。)の実施の状況、商工組合中央金

庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びそ

の構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等

を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業

務の在り方、政府の保有する商工組合中央金庫

の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に

対する国の関与の在り方について検討を加え、

必要があると認めるときは、その結果に基づい

て必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、

次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府

を実現するための行政改革の推進に関する法律

(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項及び

第一条の規定による改正後の株式会社商工組合

中央金庫法附則第二条第一項の規定にかかわら

ず、その保有する商工組合中央金庫の株式を処

分しないものとする。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改

革に関する法律の一部改正)

第四条 簡素で効率的な政府を実現するための行

政改革の推進に関する法律の一部を次のように

改正する。

第五条 簡素で効率的な政府を実現するための行

政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十

一年法律第二百三十二号)の施行の日前までの間における前条の規定による

改正後の簡素で効率的な政府を実現するための

行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規

定の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日前までの間に、前項の規定による

改正後の簡素で効率的な政府を実現するための

行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規

定の適用については、同項中「及び日本政策投

資銀行に対する」とあるのは「ものとし、日本政策投資

のとする」とあるのは「ものとし、日本政策投資

のとする」とする」とする。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第十四項中「控除した額」の下に

「(平成二十一年四月一日から平成二十五年三月

三十一日までの間に開始する各事業年度にあつ

ては、当該額に同法附則第一条の二第二項の規

定により政府が出资した金額に相当する額を加

算した額)」を加える。

2 この法律の施行の日前までの間に開始する各事業年度にあつては、当該額に同法附則第一条の二第二項の規定により政府が出资した金額に相当する額を加算した額)」を加える。

(平成二十一年四月一日から起算して)に改める。

第六条第二項中「前項の措置の」を「平成二十

四年四月一日から起算して」に改める。

(調整規定)

第二条 第三十条の二十九の見出しを「(予算の認可)」

に改め、同条中「事業計画、資金計画及び収支

予算を定め、」を「予算を」に、「届け出なければ

ならない」を「提出して、その認可を受けなければ

ならない」に、「これら」を「これ」に改め、同

条に次の二項を加える。

前項の予算には、その事業年度の事業計画

及び資金計画に関する書類を添付しなければ

ならない。

第二章の二第六節中第三十条の三十一の次に